保　管　依　頼　書

令和　　年　　月　　日

日田玖珠広域消防組合　管理者　様

次の売却物件について、売却代金納付後、引渡しを受けるまで日田玖珠広域消防組合に保管を依頼します。

引渡しを受ける前に次の売却物件が破損、紛失等により損害を受けても、日田玖珠広域消防組合が一切責任を持たないこと、及び次の条件の事項について同意します。

１　売却物件　物件番号

　　　　　　　　物件名

　　　　　　　　保管依頼　令和　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　　　　　※保管期限は、売却代金納付日から３０日以内です。

２　同意する条件

　　⑴　保管に際し、日田玖珠広域消防組合が一切の責任を持たないこと。

　⑵　売却代金納付後に保管のための費用が発生した場合、そのすべての費用は落札者の負担とする。

　　⑶　原則として保管維持に係る作業（色あせ防止等）は、落札者の負担で対応する。

　⑷　売却代金納付日から３０日を超えて受け取らない場合は、日田玖珠広域消防組合は自動車売買契約を解除し、売却代金から契約保証金及び必要な場合は損害賠償金を徴収する。

買受人住所

買受人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　※法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名を記載してください。

電話番号